

諸懸案事項の整理について

3月29日、提案を受けました。以下、報告します。

- 保存休暇の積立限度日数の増
保存休暇の積立日数の累計は10日増とし、60日を限度とする。
- 対象者
保存休暇の対象社員である社員、シニア社員、契約社員を対象とする。
- 対象となる年休
2023年3月31日以降に有効期間に達することにより失効し、失効翌日時点で保存休暇の日数が60日までの年休を対象とする。
- 実施時期
2023年4月1日より適用する。

以上